

## IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

アスファルトピッチ

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

石油精製における減圧残油を熱分解して得られる残さ分で粒塊状の黒色固体。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

B

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

700~800 kg/m<sup>3</sup> (嵩密度)

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

1.25~1.43 (m<sup>3</sup>/t)

#### 3.4 粒径 : SIZE

粗粒 1mm以下の粒径は10%未満

#### 3.5 等級(種別Bの場合に限る) : CLASS

国連番号(危険物の場合に限る) : UN No.

- CLASS : MHB
- UN No : 不適用

#### 3.6 静止角(非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

- 特定の融点はないが、140℃~200℃で軟化する。発火点は約500℃であり、通常、この貨物の火災危険性は低い。
- 引火点(200℃)以上に加熱すると、炭化水素の可燃性ガスを発生する。
- 通常の野積みでは発生しないが、大量に貯蔵すると蓄熱(自己発熱)の可能性がある。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

高温場所に隣接して積載しないこと。

## 5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

## 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

## 5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。
- ・粉塵の発生する可能性があるため、強風下で粉塵があがる可能性がある場合は、散水などの対策をとること。

## 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

- ・粉塵からの機器を保護するため、機関室、機器室は閉鎖するなどの対策を検討すること。
- ・この粉塵に晒される恐れのある場合は保護具（安全帽、防塵マスク、防塵眼鏡、安全靴、手袋、長袖、長ズボンの作業衣）を着用すること。
- ・火気に注意すること。

## 5.6 通風要件：VENTILATION

ガス発生、自然発熱等の危険性は無いため、特段の要件はない。

## 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

## 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

粉塵の発生する可能性があるため、強風下で粉塵があがる可能性がある場合は、散水などの対策をとること。

## 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

## 5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

### (1) 備えるべき特別非常用装備（SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED）

保護具（長靴、手袋、つなぎ服、ヘッドギア）

### (2) 非常時の措置（EMERGENCY PROCEDURES）

保護具を装着すること。

### (3) 火災発生時の行動（EMERGENCY ACTION IN THE EVENT OF FIRE）

- ・船倉を閉鎖すること。もし利用可能であれば船舶の固定式消火設備を用いること。
- ・上記が不可能である場合、大量の水で消火する。特別な消火剤を必要とせず、大量の注水による冷却消火が最も効果的である。

(4) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・ 目に入った場合：流水で十分に洗い、眼科医の診療を受ける。
- ・ 皮膚に付着した場合：石鹼でよく洗い、うがい及び入浴をする。かぶれた場合は引っかけずに医師の診察を受ける。
- ・ 飲み込んだ場合：誤って摂取した場合は医師の診察を受ける。

## IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

再利用木材

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

住宅の建設、解体、樹木の剪定、及び製材加工等に伴い発生した木材。大きさは数cmから3 m程度、形状は様々である。露天で保管する場合もあり、30 %程度の水分を含む場合もある。この貨物は住宅の使用材等の木材をのこぎり及び重機等で切断または分断したものであり、微量の樹脂や鉄釘を含む場合がある。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

B

#### 3.2 見かけ密度 (kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

140~550

#### 3.3 載貨係数 (m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

1.8~7.1

#### 3.4 粒径 : SIZE

小口1 cm<sup>2</sup>~40 cm<sup>2</sup>で長さ0.1 m~3.5 m内外の板・柱状物

#### 3.5 等級 (種別Bの場合に限る) : CLASS : MHB

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No. : 不適用

#### 3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

不燃性又は火災危険性が低い貨物であるが、酸素欠乏を起こす可能性がある。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

#### 5.2 船倉の清浄さに係わる要件 : HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

### 5.3 天候に係わる要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。

船体に損傷を与えないように配慮し、特に船底部付近においてはグラブ等から排出する高さが低くなる位置で貨物を積込む。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

人員の船倉又は閉囲された隣接区画に立ち入る場合は、酸素濃度の確認を行うこと。酸素濃度の低下が認められる場合は、通風を行い、適当な時間の後に再度計測により安全を確認すること。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

船倉等に立ち入る場合には、事前に通風を行う。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

木片の破片等の飛散による皮膚の損傷の危険を知らされていること。必要に応じて飛散防止のため散水を行い、保護眼鏡、保護マスク及び手袋を着用すること。

### 5.9 清掃に係わる要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

## IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

シュレッダーダスト

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

廃自動車・廃家電・自動販売機などを切断・破碎・圧縮し、熱処理により円柱・角柱の形状に成型されたもの。プラスチックやゴムが主成分で、おおむね長さ30cm以内のもの。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

B

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

約1600kg/m<sup>3</sup>

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

約0.6m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : SIZE

おおむね30cm以下の形状

#### 3.5 等級（種別Bの場合に限る） : CLASS : MHB

国連番号（危険物の場合に限る） : UN No. : 不適用

#### 3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

自己発熱性、蓄熱性が高く、堆積高さが増加すると、自己発熱により発火危険性が増加する。  
常温で7m、50°Cで5m、80°Cで3mの堆積により、自己発熱し、発火の危険性がある。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

廃プラスチックやゴムくず等の可燃物との混載をしないこと。

#### 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

### 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

高さ3mを超える積載はしないこと。

特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

長期の保管をしないこと。通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、注意を要する。

荷役中及び運送中は、この貨物を積載している船倉の近傍では、喫煙を含む火気の使用を禁止する。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

貨物区画は、防水・飛散防止シートで覆い、通風を抑制することにより、火災時の酸素の供給を防止すること。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、「酸欠注意」等の看板で明示し、注意を喚起すること。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

通風の抑制により、貨物区画が酸欠の状態になる可能性があり、作業開始前には十分な通風を行うこと。

### 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

**【IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件】**

Format for the properties of cargoes not listed in the IMSBC Code and conditions of the carriage

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative bulk cargo shipping name

焼却灰 (改質品)

2 貨物の説明 : Description

焼却炉等から排出される焼却残渣 (カルシウム、ケイ素、鉄、アルミニウムなどを主成分とする、黒色～灰色、粒状物質) で、異物選別および改質を行ったもの。この貨物は、水分値がハンドリング改善等の目的で管理されており、液状化が問題になる値よりも低いことが保証される。

3 貨物の性状 : Characteristics

3.1 種別 : Group

B (MHB)

3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : Bulk density

900～1,100 kg/m<sup>3</sup> 程度

3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : Stowage factor

0.9～1.1 m<sup>3</sup>/t 程度

3.4 粒径 : Size

10mm 以下

3.5 等級 (種別Bの場合に限る) : Class

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No.

副次危険性 (危険物の場合に限る) : Subsidiary hazard(s) 適用対象外

MHB指示表記 (3.2.1及び3.2.2以外の化学的危険性がある場合に限る) : MHB (CR)

3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : Angle of repose

適用対象外

4 危険性 : Hazard

目に対して刺激性がある。

この貨物は不燃性または火災危険性の低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件 : Stowage and segregation

特段の要件はない。



## 5.2 船倉の清浄さに係る要件：Hold cleanliness

特段の要件はない。

## 5.3 天候に係る要件：Weather precautions

特段の要件はない。

## 5.4 積荷役時の要件：Loading

この貨物は、水分値が管理されており液状化が問題になる値よりも低い値であることが、荷送人により船長に申告されていること。

特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。

## 5.5 各種の要件：Precautions

この貨物の塵埃から船舶の機関区域及び居住区域を保護するための適切な措置をとること。船舶のビルジウェルは、この貨物の侵入に対して保護されていること。この貨物の塵埃からの機器の保護について十分に検討すること。この貨物の粉じん曝露のおそれのある者は、保護眼鏡および防塵マスクを着用すること。

## 5.6 通風要件：Ventilation

特段の要件はない。

## 5.7 運送時の要件：Carriage

特段の要件はない。

## 5.8 揚荷役時の要件：Discharge

特段の要件はない。

## 5.9 清掃に係る要件：Clean-up

特段の要件はない。

## 5.10 非常時の措置：Emergency procedures

備えるべき特別非常用装備：保護具（保護眼鏡、防塵マスク）

非常時の措置：保護具を装着すること

火災発生時の行動：無し（不燃性）

応急医療：改正応急医療指針\*参照

※ IMO/WHO/ILO Medical First Aid Guide for Use in Accidents Involving Dangerous Goods (MFAG)

## IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

水酸化カルシウム (消石灰)

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

この貨物は白色粉状で、不純物が僅かに含まれるため微かなアンモニア様臭を伴うことがある。  
水に微溶、アルコールには不溶性である。

この貨物は、発塵防止の目的で加湿されている。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

A and B

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

620 ~750 kg/m<sup>3</sup>

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

1.33 ~1.61 m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : SIZE

3.5mm以下の微粉

#### 3.5 等級 (種別Bの場合に限る) : MHB

国連番号 (危険物の場合に限る) : 不適用

#### 3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

この物質は運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化するおそれがある。また、目や皮膚に対して刺激性がある。

この貨物は不燃性で火災の危険性は低い。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と同一船倉に積載してはならない。

#### 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS

強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛等を含む貨物の残滓との接触の危険等を避けること。

### 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。
- ・この貨物は原則雨中荷役してはならない。ただし貨物の実水分値が運送許容水分値よりも低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値をこえることがないことについて荷送人より証明された場合はその雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

- ・ビルジウェルは清浄な乾燥状態とし、貨物の進入を防止するため適切に覆われていること。
- ・この貨物の塵埃に晒されるおそれのある者は、保護眼鏡若しくはゴーグル、防塵マスク及び保護手袋を着用すること。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

特になし。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

航海中は貨物の表面の外見を定期的に点検すること。貨物上の自由水又は貨物の流動状態が観測された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特になし。

### 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特になし。

### 5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

#### (1) 備えるべき特別非常用装備 (SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED)

保護具 (長靴、つなぎ服、保護眼鏡、ゴーグル、防塵マスク、保護手袋)

#### (2) 非常時の措置 (EMERGENCY PROCEDURES)

保護具を装着すること。

#### (3) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・目に入った場合：流水で十分に洗い、眼科医の診療を受ける。

- ・皮膚に付着した場合：石鹼でよく洗う。かぶれた場合は引っかけずに医師の診察を受ける。
- ・飲み込んだ場合：摂取した場合は医師の診察を受ける。

## IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

石炭灰固化体

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

主成分の石炭灰に少量のセメント等を添加し、製造固化された後に破碎したもので、土木資材・環境改善材として利用されている。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

B

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

1,100~1,210kg/m<sup>3</sup>

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

0.83~0.91m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : SIZE

40 ~500mm程度

#### 3.5 等級（種別Bの場合に限る） : Class : MHB

国連番号（危険物の場合に限る） : UN No. : 不適用

#### 3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

目や皮膚に対して刺激性がある。

この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

#### 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

### 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

特殊貨物船舶運送規則第15条の4の規定に従って荷繰りすること。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんに晒されるおそれのある者は、保護眼鏡および防塵マスクを着用すること。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

### 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

### 5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

#### (1) 備えるべき特別非常用装備 (SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED)

保護具 (保護眼鏡、防塵マスク)

#### (2) 非常時の措置 (EMERGENCY PROCEDURES)

保護具を装着すること。

#### (3) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・吸入した場合：速やかに水または温水でうがいをさせ、医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合：速やかに水または温水で洗うこと。症状に応じて、医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、速やかに水または温水で15～20分間注意深く洗うこと。医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：水または温水で口をすすぎ、医師の診断を受けること。

## 【IMSBCコードに記載されていない貨物の性質及び運送条件】

Format for the properties of cargoes not listed in the IMSBC Code and conditions of the carriage

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative bulk cargo shipping name

熔融スラグ (種別A及びBであるもの)

### 2 貨物の説明 : Description

この貨物は廃棄物等の有価金属を回収するために熔融した後に発生する残渣である。透水性が高く、間隙水は早く流れ出る。黒色の粒状の物質である。

### 3 貨物の性状 : Characteristics

#### 3.1 種別 : Group

A及びB

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : Bulk density

1,740 kg/m<sup>3</sup> (平均値)

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : Stowage factor

0.57 m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : Size

2.36 mm以下

#### 3.5 等級 (種別Bの場合に限る) : Class

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No.

副次危険性 (危険物の場合に限る) : Subsidiary hazard(s)

適用対象外

MHB指示表記 (3.2.1及び3.2.2以外の化学的危険性がある場合に限る) : MHB

TX and/or CR

#### 3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : Angle of repose

適用対象外

### 4 危険性 : Hazard

この貨物は運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化するおそれがある。コードの第7章及び第8章を参照。急性および長期の健康影響を有するおそれがある。腐食の問題を呈するおそれがある。この貨物は不燃性または火災危険性の低い貨物である。

### 5 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : Stowage and segregation

特段の要件は無い。

## 5.2 船倉の清浄さに係る要件：Hold cleanliness

特段の要件は無い。

## 5.3 天候に係る要件：Weather precautions

IMSBCコード7.3.2節の要件を満たす特別に構造されたまたは整備された船舶以外の船舶で運送される場合は、以下の規定を満たすこと。

1. 積み荷中及び航海中は貨物の水分値は運送許容水分値より低く保つこと。
2. この貨物に関する付則の中で別途明確に規定されない限り、この貨物は雨中で荷役してはならない。
3. この貨物に関する付則の中で別途明確に規定されない限り、この貨物の荷役中は、この貨物を積載しているまたは積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。
4. この貨物は、IMSBCコード4.3.3項による手順に記載された条件の下、雨中で荷役してもよい。
5. 船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。

## 5.4 積荷役時の要件：Loading

この貨物は、高低差が船の幅の5%を超えないように、かつ船倉境界線から隔壁まで均一に傾斜していて、航海中に崩壊する可能性のある貨物の急斜面をさけるように整えなければならない。

## 5.5 各種の要件：Precautions

この貨物の塵埃から船舶の機関区域及び居住区域を保護するための適切な措置をとること。船舶のビルジウェルは、この貨物の侵入に対して保護されていること。この貨物の塵埃からの機器の保護について十分に検討すること。この貨物の塵埃に晒されるおそれのある者は、保護衣、保護手袋、保護眼鏡若しくは他の同等な塵埃からの眼の保護及び防塵マスクを、必要に応じて着用すること。

## 5.6 通風要件：Ventilation

特段の要件は無い。

## 5.7 運送時の要件：Carriage

航海中に定期的にビルジ水を除去すること。航海中は貨物の表面の外見を定期的に点検すること。貨物の上の自由水または貨物の流動状態が観察された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。



#### 5.8 揚荷役時の要件：Discharge

特段の要件は無い。

#### 5.9 清掃に係る要件：Clean-up

特段の要件は無い。

#### 5.10 非常時の措置：Emergency procedures

備えるべき非常用装備：保護衣(保護眼鏡、防塵マスク、手袋、つなぎ服)

非常時の措置：保護衣を装着すること。

火災発生時の行動：無し(不燃性)

応急医療：改正応急医療指針\*参照

※ IMO/WHO/ILO Medical First Aid Guide for Use in Accidents Involving Dangerous Goods (MFAG)